

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

平成27年8月

内閣官房副長官補付（地域活性化担当）

1. 地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の内容の反映

（1）地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針に、以下の施策の基本的な考え方を追加

① 企業の地方拠点強化

若者を中心とした人口流出に歯止めをかけ、高齢化や人口減少に対応していくため、地方における安定した良質な雇用の創出や地方全体の雇用の拡大に寄与する企業の地方拠点の強化を図っていくことが必要であり、特に東京一極集中是正等の観点から、東京から地方への本社機能の移転を推進する必要があること

② 小さな拠点の形成の促進

中山間地域等においては、高齢化・人口減少に伴い、買い物や医療・福祉など住民の生活に必要な様々なサービス機能の提供に支障が生じてきていることから、基幹となる集落に生活サービス機能を集約・確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成し、持続可能な地域づくりを推進する必要があること

（2）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置として、以下の4項目に関する支援の概要等を追加

① 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

② 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置

③ 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

④ 遊休工場用地等に導入する産業の特例

（3）地域再生計画の作成に当たっての留意点等を追加

① （2）①を活用する場合には都道府県が単独又は都道府県と市町村が共同して作成する必要があること、また、（2）②及び③を活用する場合には市町村が単独又は都道府県と市町村が共同して作成する必要があること

② 地方活力向上地域を設定する際の留意点

③ 地域再生推進法人の指定の対象要件

2. その他

○ 上記事項のほか、時点の経過等による必要な修正を行う。